

令和5年度 茨城県内市町村不妊症・不育症 検査・治療費助成状況

市町村	担当課	連絡先	不妊治療の助成	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	治療種別1	上限額	治療種別2	上限額	治療種別3	上限額	助成回数制限	その他	備考	所得制限	所得制限額(夫婦)	県の交付決定	市町村への居住要件	その他	市町村民税等の納税(課税者)の要件	その他	その他の要件	不育症検査・治療に対する助成	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	検査と治療の両方を助成対象としているか	上限額	年度内助成上限回数	県の交付決定	備考(その他の条件等)
1.日立市	健康づくり推進課	0294-21-3300	実施	単独	体外受精及び顕微授精(生殖補助医療)	100,000	男性不妊治療	100,000				一子につき6回まで(初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上の場合は3回まで)	治療開始日の初日が令和4年4月1日以降のもの。	無	0	不要	一年以上の居住		不要			実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
2.土浦市	こども包括支援課	029-826-1111 内線2511	実施なし (R4年度で終了)																			実施	単独	検査と治療の両方	1年度につき50,000円	制限なし	不要	助成金の交付期間は申請初年度から3か年度を限度
3.古河市	子育て包括支援課	0280-48-6881	実施	上乗せ	C・Fを除く治療	50,000	C・Fの治療	25,000	男性不妊治療	50,000	県と同じ	0		無	0	必要	現に居住(期間不問)	0	必要	市税に滞納がないこと	居住要件は「夫婦のいずれかが不妊治療終了日及び申請日に住所があること」が条件。令和3年度中に治療を開始した、経過措置のみ助成。	実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	保険適用外の不育症の検査及び治療が対象。
4.石岡市	健康増進課	0299-24-1386	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	50,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ			無	0	必要	不妊治療終了日から申請日までの間、継続して市内居住	0	必要	市税に滞納がないこと	法律上の婚姻をしている夫婦	実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	受けている場合は必要	事前申請。法律上の婚姻をしている夫婦。県助成を受けている場合は対象経費を県交付額を差し引いて算定。夫婦1組に対し1回のみ補助。
				単独	生殖補助医療+先進医療	50,000			保険適用回数と同じ	保険適用条件と同じ	事前申請の為、申請日以降に実施された治療の内、保険適用自費分と同時実施が認められた先進医療自費分が対象。	無	-	-	申請日から実績報告日までの間、継続して市内居住	-	必要	市税に滞納がないこと	法律上の婚姻をしている夫婦									
5.結城市	健康増進課	0296-34-0329	実施	単独	体外受精及び顕微授精(生殖補助医療)	100,000	男性不妊治療	100,000			年度1回	43歳未満		無	0	不要	現に居住(期間不問)		必要	市税に滞納がないこと	申請する生殖補助医療について、他市町村で同様の趣旨の助成を受けていないこと	未実施						
6.龍ヶ崎市	健康増進課	0297-64-1039	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	150,000	男性不妊治療	100,000			県と同じ			無	0	必要	一年以上の居住		必要	市税に滞納がないこと		実施せず						
7.下妻市	健康づくり課	0296-43-1990	未実施																			未実施	上乗せ	検査と治療の両方	50,000	1	必要	
8.常総市	保健推進課	0297-23-3111	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	50,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ			無		必要	現に居住		必要	市税に滞納がないこと	居住要件は「治療開始日から申請日まで市の住民基本台帳に記録され、かつ現に市内に居住」が条件。	未実施						
9.常陸太田市	健康づくり推進課	0294-73-1212	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	100,000			制限なし		治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の者が対象	無	0	必要	一年以上の居住	治療が終了した日において、夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること	必要			実施	上乗せ 検討中					
				単独	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	100,000			制限なし	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の者が対象	無	0	不要	一年以上の居住	治療が終了した日において、夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること	必要			助成対象費用の1/2で、年度内100,000円が上限。助成を受けられる期間は5年							
10.高萩市	健康づくり課	0293-24-2121	実施	上乗せ	全ての治療	100,000	男性不妊治療(保険外診療分)	100,000			県と同じ			無	0	必要	現に居住(期間不問)	0	必要	市税に滞納がないこと		実施	上乗せ分 単独分	検査と治療の両方	50,000	1	必要 不要	保険外診療分
11.北茨城市	健康づくり支援課	0293-43-1111	実施	上乗せ	全ての治療	50,000					県と同じ					必要	一年以上の居住		不要			実施	単独	検査と治療の両方	夫婦1組に年額50,000円	上限額まで	不要	
単独	男性不妊治療を除く特定不妊治療	100,000	男性不妊治療	100,000			制限なし	妻の年齢が43歳未満の者とする	無		不要	一年以上の居住	治療開始日の初日が令和5年4月1日以降のもので、保険給付適用外の治療を対象とする															

市町村	担当課	連絡先	不妊治療の助成	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	治療種別1	上限額	治療種別2	上限額	治療種別3	上限額	助成回数制限	その他	備考	所得制限	所得制限額(夫婦)	県の交付決定	市町村への居住要件	その他	市町村民税等の納税(課税者)の要件	その他	その他の要件	不育症検査・治療に対する助成	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	検査と治療の両方治療の両方を助成対象としているか	上限額	年度内助成上限回数	県の交付決定	備考(その他の条件等)	
12笠間市	健康医療政策課	0296-77-9145	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ			無	0	必要	一年以上の居住		必要	市税を完納していること		実施しない							
				単独	生殖補助医療	200,000	男性不妊治療	50,000	一般不妊治療	50,000	生殖補助医療・男性不妊治療 妻の年齢39歳以下:6回まで 40歳以上42歳以下:3回まで 一般不妊治療:限度額に達するまで(42歳以下)	出産または12週以降に死産に至った場合は、回数を取り替える。	保険適用・適用外を問わず、令和4年4月1日以降に開始した治療を対象とする。	無	0	不要	一年以上の居住	夫婦の双方またはいずれかが、申請日時点で1年以上市内に住所を有していること	必要	市税を完納していること									
13取手市	保健センター	0297-85-6900	実施	上乗せ	全ての治療	50,000					県と同じ			無	0	必要	夫婦の双方又は、一方が申請する日において市内に引き続き一年以上の居住していること		必要	市税に滞納がないこと	茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けていること	未実施							
14牛久市	健康づくり推進課	029-873-2111	実施	上乗せ	その他	50,000		0		0	県と同じ			無	0	必要	一年以上の居住	0	必要	0	0	実施	上乗せ	検査と治療の両方	50,000	1	必要		
15つくば市	健康増進課	029-883-1111(1332)	実施	上乗せ	すべての治療	50,000円	男性不妊治療	50,000円			県と同じ			無	0	必要	その他	茨城県不妊治療費助成事業の確定通知を受けた日の1年以上前または治療期間初日から申請日現在まで、夫または妻のいずれか一方が住民登録していること	必要	市税に滞納がないこと	0	実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要		
16ひたちなか市	健康推進課 R5から子ども未来課	029-276-5222 R5年5月8日以降 029-273-0111	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	75,000	男性不妊治療	75,000			県と同じ		県に準じ、経過措置期間のみ	無	0	必要	現に居住(期間不問)		不要			実施	単独	検査と治療の両方	50,000	なし	必要	保険適用外の検査及び治療が対象。県助成を受けた場合は当該補助金の金額を助成対象経費から差し引く。	
17鹿嶋市	保健センター	0299-82-6218	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療()	50,000円(初回のみ150,000円)	男性不妊治療	50,000			県と同じ		県と同様(治療開始日の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年度中に終了した治療を対象。)	県と同じ		必要	夫婦いずれかが一年以上の居住	他市で申請していないこと。	必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	令和5年度中に検査及び治療が終了したものの。	
18潮来市	かすみ保健福祉センター	0299-64-5240	実施	上乗せ	特定不妊治療	155,000	男性不妊治療	100,000			県と同じ		茨城県の事業者と同様	無		必要	一年以上の居住	申請日時時点で夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること	必要	市税及び税外収入金を滞納していないこと		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要		
19守谷市	保健センター	0297-48-6000	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ			無		必要		夫婦のいずれかが特定不妊治療の終了日において守谷市に1年以上住所を有し、申請日現在も住民登録をしていること	必要	市税に滞納がないこと		実施	上乗せ	検査のみ	50,000	無し	必要		
				単独	男性不妊治療を除く特定不妊治療	50,000	男性不妊治療	50,000			制限なし	年齢要件なし			・保険適用・適用外を問わず、治療期間の初日が令和4年4月1日以降のもの ・県助成対象の治療は対象外	無	0	不要		申請日時時点で夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること	市税に滞納がないこと			単独	検査と治療の両方	50,000	無し	不要	上乗せ分を含め、合計6回まで等
20常陸大宮市	健康推進課	0295-54-7121	実施	単独	体外受精	自己負担限度額の全額	顕微授精	自己負担限度額の全額	男性不妊治療	自己負担限度額の全額	なし	治療開始初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦		無	0	不要	あり	・夫婦双方が市内に住所を有すること ・居住実態を確認	必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査のみ	150,000	なし	なし		
				上乗せ	体外受精	県の助成額を差し引いた金額の全額	顕微授精	県の助成額を差し引いた金額の全額	男性不妊治療	県の助成額を差し引いた金額の全額	あり	治療開始初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦			無	0	必要	あり	・県に準ずる	必要	市税に滞納がないこと			上乗せ	検査のみ	150,000	なし	必要	県の助成額を差し引いた全額

市町村	担当課	連絡先	不妊治療の助成	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	治療種別1	上限額	治療種別2	上限額	治療種別3	上限額	助成回数制限	その他	備考	所得制限	所得制限額(夫婦)	県の交付決定	市町村への居住要件	その他	市町村民税等の納税(課税者)の要件	その他	その他の要件	不育症検査・治療に対する助成	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	検査と治療の両方を助成対象としているか	上限額	年度内助成上限回数	県の交付決定	備考(その他の条件等)
21那珂市	健康推進課	029-270-8071	実施	上乗せ	全ての治療	75,000	男性不妊治療	75,000		0	県と同じ	0		無	0	必要	夫または妻が住所を有する	0	不要	0		実施	上乗せ	検査のみ	50,000	1	必要	申請日において市に住所を有する
22.筑西市	母子保健課	0296-24-2115	一部実施	上乗せ	特定不妊治療	100,000								無	0	必要	一年以上の居住	夫及び妻が市の住民基本台帳に一年以上記録されていること	必要	市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと		未実施						
23坂東市	健康づくり推進課	0297-35-3121	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	50,000	男性不妊治療	50,000						無	無	必要	一年以上の居住		必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	治療のみ	50,000	1	不要	
24.稲敷市	健康増進課	029-892-2000	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療		男性不妊治療	100,000						無	0	必要	一年以上の居住		必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
25かすみがうら市	健康づくり増進課	029-898-2590	実施	単独	特定不妊治療及び男性不妊治療	50,000								無			一年以上の居住	申請日時時点で夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること	必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	・申請日時時点で夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること・市税に滞納がないこと
26桜川市	健康推進課	0296-75-3159	実施	上乗せ	全ての治療	100,000								無	0	必要	一年以上の居住	治療開始日の初日が令和4年4月1日以降のもので、保険給付適用外の治療を対象とする	必要	市税に滞納がないこと		未実施						
27神栖市	健康増進課	0299-90-1331	実施	上乗せ	特定不妊治療	150,000								無	0	必要	一年以上の居住	県に準じ、経過措置期間のみ	必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
				単独	不妊検査費及び一般不妊治療費	50,000							夫婦一組につき年度内1回まで	初回不妊検査日における妻の年齢が40歳未満。	治療開始日の初日が令和5年4月1日以降のもので、保険給付適用外の治療を対象とする	無	0	不要	一年以上の居住		必要							
28行方市	健康増進課	0291-34-6200	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く特定不妊治療	100,000	男性不妊治療	50,000						無	0	必要	夫又は妻のいずれか一方又は両方が特定不妊治療を受けた日において1年以上居住		必要	市税に滞納が無いこと		実施	市単独	検査と治療の両方	50,000	1回	不要	
				単独	不妊検査(不妊の原因検索を目的とした不妊治療開始日までの検査)	同一年度において5万円を限度	一般不妊治療	自己負担限度額まで	先進医療	1回の治療につき10万円を上限(同一年度において2回を限度)	制限有(保険給付適用回数と同じ)	年齢要件有(治療等開始日における妻の年齢が43歳未満)	・治療開始日の初日が令和4年4月1日以降の検査および治療が対象 ・一般不妊治療と生殖補助医療は保険給付適用内の治療が対象 ・先進医療は保険給付適用内の生殖補助医療と併用したものが対象	無	0	不要	・夫婦双方が治療開始日の1年以上前から市の住民基本台帳に登録が有るか、夫婦双方が申請後3年以上定住の意思があること		必要	市税に滞納が無いこと	不妊治療等開始日から申請日までの期間において婚姻(事実婚含む)をしていること。							
29銚田市	健康増進課	0291-33-3691	実施	単独	保険適用と同一治療	80,000					2回	回数や年齢が、保険適用外となられた方	治療開始日の初日が令和4年4月1日以降のもの	無	0	不要	一年以上の居住	申請日時時点で夫婦が市の住民基本台帳に登録されていること	不要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	80,000	1	不要	

市町村	担当課	連絡先	不妊治療の助成	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	治療種別1	上限額	治療種別2	上限額	治療種別3	上限額	助成回数制限	その他	備考	所得制限	所得制限額(夫婦)	県の交付決定	市町村への居住要件	その他	市町村民税等の納税(課税者)の要件	その他	その他の要件	不育症検査・治療に対する助成	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	検査と治療の両方を助成しているか	上限額	年度内助成上限回数	県の交付決定	備考(その他の条件等)
30つくばみらい市	おやこ・まるまるサポートセンター	0297-44-8822	実施	上乗せ	全ての治療	50,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ			無		必要	夫または妻のいずれかが治療終了日の一年前から申請日まで住民登録があること		必要			実施	単独	検査と治療の両方	100,000	1	不要	
				単独	全ての治療	100,000	男性不妊治療	100,000			制限なし	年齢要件なし	治療開始日の初日が令和4年4月1日以降のもので、全額保険給付適用外の治療で行った場合を対象とする	無		不要	夫または妻のいずれかが治療終了日の一年前から申請日まで住民登録があること		必要	市税に滞納がないこと								
31小美玉市	保健衛生部 健康増進課	0299-48-0221	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ			無	0	必要	一年以上の居住			市税に滞納がないこと	居住要件は「治療開始日から申請日まで市の住民基本台帳に記録され、かつ現に市内に居住」が条件。	実施	上乗せ	県同様	50,000	1	必要	
				単独	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	50,000			保険適用回数と同数	年齢要件 保険適用回数と同じ	限度額適用認定証の交付を受けていること。令和4年4月1日以降保険適用の検査・治療の回数。(先進医療・先進医療を除く保険適用外治療も含む)	無	0	不要	一年以上の居住		その他	市税に滞納がないこと	居住要件は「治療開始日から申請日まで市の住民基本台帳に記録され、かつ現に市内に居住」が条件。							
32茨城町	健康増進課	029-240-7134	実施	単独	生殖補助医療	50,000						治療開始時年齢:40歳未満(通算6回)40~43歳未満(通算3回)	治療開始日の初日が令和5年4月1日以降のもので、医療保険給付適用外の治療を対象とする	無	0	不要	夫または妻のいずれかが一年以上の居住	申請日時点で夫婦のいずれかが町の住民基本台帳に登録されていること	無		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	○治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満 ○夫婦とも町内に住所を有する	
33大洗町	こども課	029-212-7560	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	150,000					県と同じ		県に準じ、経過措置期間のみ	無	0	必要	現に居住(期間不問)	0	必要	0		実施	上乗せ	検査のみ	50,000	1	必要	
				単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	検査分については、県の助成額を差し引いた金額																			
34城里町	健康保険課	029-240-6550	一部実施	上乗せ	男性不妊治療を除く治療	150,000					県と同じ	0	令和4年3月31日以前に作られた受精卵での凍結胚移植のみ対象とする	無	0	必要	一年以上の居住	0	必要	町税に滞納がないこと	未実施							
35東海村	健康増進課	029-282-2797	実施	上乗せ	全ての治療	75,000					県と同じ			無	0	必要	現に居住(期間不問)	夫婦のいずれかが村内に住所を有している			実施	単独	検査と治療の両方	150,000	無	不要	助成対象者いずれにも該当・法律婚・夫婦のいずれかが1年以上前から村内に住所を有する・被保険者、または被扶養者	
36大子町	健康増進課	0295-72-6611	実施	上乗せ	特定不妊治療	200,000	男性不妊治療	200,000			10回			無	0	必要	治療終了時点で夫婦のいずれかが一年以上の居住		必要	町税等に滞納がないこと		実施	上乗せ	検査のみ	150,000	無	必要	居住と納税は不妊治療費助成と同様。医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員若しくは加入者又はその被扶養者であること。
				単独	特定不妊治療	200,000	男性不妊治療	200,000			10回	年齢要件なし	保険適用外で受けた治療 治療開始日が令和4年4月1日以降	無	0	不要	治療終了時点で夫婦のいずれかが一年以上の居住		必要	町税等に滞納がないこと			単独	検査と治療の両方	150,000	無	不要	居住と納税は不妊治療費助成と同様。医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員若しくは加入者又はその被扶養者であること。
				単独	特定不妊治療	200,000	男性不妊治療	200,000			10回	年齢要件なし	保険診療の自己負担分 治療開始日が令和5年4月1日以降	無	0	不要	治療終了時点で夫婦のいずれかが一年以上の居住		必要	町税等に滞納がないこと								
37美浦村	健康増進課	029-885-1889	実施	上乗せ	男性不妊治療を除く特定不妊治療	100,000					県と同じ			無		必要	一年以上の居住		必要	村税等に滞納がないこと	未実施							

